

議第百五十九号

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の変更について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第二項の規定により、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の一部を次のように変更するものとする。

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の変更

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の一部を次のように変更する。

別表一の表多治見市住吉町六丁目三八番地一の項中「多治見市住吉町六丁目三八番地一」の下に「（令和元年八月三十日売却）」を加える。

附 則

この定款の変更は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。